

第43号議案

府中市職員退職手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年8月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市職員退職手当条例の一部を改正する条例

府中市職員退職手当条例（平成25年3月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市の規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市の規則で定める職員が市の規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。